

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成26年8月11日

【四半期会計期間】 第85期第1四半期(自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)

【会社名】 古林紙工株式会社

【英訳名】 FURUBAYASHI SHIKO CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長兼社長 古林 敬穎

【本店の所在の場所】 大阪市中央区大手通三丁目1番12号

【電話番号】 06(6941)8561(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 常務執行役員 統括管理本部長 宮崎明雄

【最寄りの連絡場所】 大阪市中央区大手通三丁目1番12号

【電話番号】 06(6941)8561(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 常務執行役員 統括管理本部長 宮崎明雄

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第84期 第1四半期連結 累計期間	第85期 第1四半期連結 累計期間	第84期
会計期間	自平成25年 4月1日 至平成25年 6月30日	自平成26年 4月1日 至平成26年 6月30日	自平成25年 4月1日 至平成26年 3月31日
売上高 (百万円)	4,132	4,081	17,051
経常利益 (百万円)	128	124	460
四半期(当期)純利益 (百万円)	139	87	246
四半期包括利益又は包括利益 (百万円)	475	68	1,170
純資産額 (百万円)	5,819	6,491	6,472
総資産額 (百万円)	15,751	15,662	15,849
1株当たり四半期(当期)純利益 金額 (円)	9.51	5.92	16.61
自己資本比率 (%)	30.9	34.8	34.0

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社および当社の関係会社が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定または締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第1四半期連結累計期間におけるわが国経済は、政府の経済対策により、緩やかな回復基調にあるものの、消費税増税による駆け込み需要の反動や新興国経済の成長の鈍化、原材料やエネルギー価格の高騰などの不安材料も抱えており、先行き不透明な状況が続いております。

このような状況の中、当社グループにおきましては、「包装を通じて社会に奉仕します」の社是に則り、当社グループ一体でお客様の環境に則した事業活動を推進するとともに、「優秀な製品」「確実な納品」「適正な価格」の造り込みを進めてまいりました。

その結果、売上高は4,081百万円(対前年同期比1.2%減)、営業利益は144百万円(対前年同期比2.8%減)、経常利益は124百万円(対前年同期比3.1%減)、四半期純利益は87百万円(対前年同期比37.3%減)となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

日本

当社および国内連結子会社においては、受注競争が激化する中、お客様の環境に則した事業活動を継続し、確実な品質の造り込みに努め、コスト削減も継続的に進めてまいりました。その結果、売上高は3,206百万円(対前年同期比3.0%増)となり、セグメント利益は130百万円(対前年同期比22.4%増)となりました。

中国

当社グループにおいては、中国経済の成長率が鈍化していく中、受注拡大活動を推進し、コスト上昇の吸収に努めてまいりました。その結果、セグメント間の売上高を含め売上高は1,077百万円(対前年同期比5.3%減)となり、セグメント利益は67百万円(対前年同期比16.2%減)となりました。

(2) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりであります。

会社の支配に関する基本方針

基本方針の内容

上場会社である当社の株式は、株主、投資家のみなさまによる自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模買付提案またはこれに類似する行為があった場合においても、一概に否定するものではなく、最終的には株主のみなさまの自由な意思により判断されるべきであると考えます。

しかしながら、近年わが国の資本市場においては、大規模買付提案またはこれに類似する行為を強行する動きが顕在化しております。これらの大規模買付提案の中には、濫用目的によるものや、株主のみなさまに株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの等、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれをもたらすものも少なくありません。

株主総会での議決権の行使等により会社を支配する者の在り方としては、経営の基本理念、企業価値のさまざまな源泉、当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。従いまして、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案またはこれに類似する行為を行う者は、会社を支配する者として不適切であると考えます。

基本方針の実現に資する取組み

当社は、経営の透明性・健全性の確保の観点から、コーポレート・ガバナンスは、経営上の重要課題のひとつと認識しております。経営環境や市場の変化、顧客の動向にすばやく対応するため、迅速かつ適正な意思決定を図ると同時に、取締役会および監査役の機能向上に努めております。この考えに基づき、

イ 重要な業務執行の決定はすべて取締役会に付議され迅速に決定されており、その執行の監視は取締役間相互にて、牽制機能を持って行っております。

ロ 平成20年4月より本格始動いたしました内部監査室は、特にコンプライアンス上の観点から業務執行を監視いたします。また社外からのチェックという観点から社外監査役による厳正な監査の実施により、十分な経営の監視機能体制が確保されております。

- ハ コンプライアンス体制の整備として、社長を委員長としたコンプライアンス委員会を設置し、「コンプライアンス・マニュアル」「内部通報制度」、また取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制構築として諸規定の整備を進めております。
- 二 現在、監査役と内部監査室とは、常に緊密な情報交換、連絡、相談等十分な連携を実施し、また監査役と会計監査人との間におきましても、定例的に「決算方針確認」の会議開催、会計監査人の工場実地監査に監査役が立ち会う等、それぞれの独立性を確保しつつ、機動的な連携が図られております。
- ホ リスク管理体制の整備につきましても、「ISO（品質・環境）実施委員会」、「J-SOX推進委員会」を設置する等、リスク管理を実施する体制の構築を進めております。

以上当社では、多数の投資家のみなさまに長期的に当社への投資を継続していただくため、企業価値ひいては株主共同の利益を向上させることに役員・社員一丸となって取組んでおり、これらの取組みは、会社の支配に関する基本方針の実現にも資するものと考えております。

不適切な支配の防止のための取組み

会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策」（以下、「本プラン」といいます。）を導入いたしました。当社取締役会は、当社株式に対して大規模な買付行為等が行われた場合に、株主のみなさまが適切な判断をするために、必要な情報や時間を確保し、買付者等との交渉等が一定の合理的なルールに従って行われることが、企業価値ひいては株主共同の利益に合致すると考え、以下の内容の大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定することとし、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって大規模買付行為がなされた場合の対抗措置を含めた買収防衛策として本プランを導入いたしました。その概要は、以下のとおりであります。

イ 大規模買付の定義

議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為。

ロ 独立委員会の設置

本プランを適正に運用し、当社取締役会決定の合理性・公正性を担保するため、独立委員会規定を定めるとともに、独立委員会を設置。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行から独立している社外監査役または社外有識者のいずれかに該当する者の中から選任します。

ハ 大規模買付者による当社に対する意向表明書、必要情報の提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、意向表明書、大規模買付行為に関する情報（以下「必要情報」といいます。）を書面により当社取締役会に提出していただきます。

ニ 当社取締役会による必要情報の評価期間の設定

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し必要情報の提供を完了した後、対価を現金（円価）のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合は最長60日間またはその他の大規模買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間として設定します。

ホ 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合の対応

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置をとることにより大規模買付行為に対抗する場合があります。

ヘ 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合の対応

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示するなど、株主のみなさまを説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。

ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、例外的に当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重し、かつ株主総会の過半数の賛意を得た上で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、買収防衛を行うために必要かつ相当な範囲で、対抗措置の発動を決定することができるものとします。

ト 本プランの有効期限

本プランは、平成26年6月27日開催の定時株主総会の決議をもって同日より発効することとし、有効期限は平成29年6月開催予定の当社定時株主総会終結の時までとします。

チ 本プランの廃止

本プランは、当社の株主総会または取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

不適切な支配の防止のための取組みについての取締役会の判断

当社では、以下の諸点を考慮することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものとはならないと考えてあります。

イ 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保または向上のための買収防衛策に関する指針の定める三原則」を充足しております。また、平成20年6月30日に経済産業省企業価値研究会から発表された「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。

ロ 株主共同の利益を損なうものではないこと

本プランは、当社株式に対する買付等がなされた際に、当該買付に応じるべきか否かを株主のみなさまが判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、または株主のみなさまのために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入したものです。

本プランの継続は、株主のみなさまのご承認を条件としており、株主のみなさまのご意思によっては本プランの廃止も可能であることから、本プランが株主共同の利益を損なわないことを担保していると考えられます。

ハ 株主意思を反映するものであること

本プランは有効期間の満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主のみなさまのご意向が反映されます。

二 独立性の高い社外者の判断の重視

本プランにおける対抗措置の発動は、当社の業務執行から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するよう、本プランの透明な運用を担保するための手続きも確保されております。

ホ デッドハンド型買収防衛策やスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社の株主総会において選任された取締役により構成される取締役会によって廃止することが可能です。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策ではありません。

また、当社は取締役の任期を1年と定めているため、本プランはスローハンド型買収防衛策でもありません。なお、取締役解任決議要件につきましても、特別決議を要件とするような決議要件の加重をしておりません。

(3) 研究開発活動

当第1四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、41百万円であります。

なお、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	60,000,000
計	60,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成26年6月30日)	提出日現在発行数(株) (平成26年8月11日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	17,768,203	17,768,203	東京証券取引所 市場第二部	単元株式数 1,000株
計	17,768,203	17,768,203	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (千株)	発行済株式総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成26年4月1日～ 平成26年6月30日	-	17,768	-	2,151	-	381

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成26年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成26年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 3,316,000	-	-
	(相互保有株式) 普通株式 11,000	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 14,366,000	14,366	-
単元未満株式	普通株式 75,203	-	-
発行済株式総数	17,768,203	-	-
総株主の議決権	-	14,366	-

【自己株式等】

平成26年6月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 古林紙工株式会社	大阪市中央区大手 通3-1-12	3,316,000	-	3,316,000	18.66
(相互保有株式) 金剛運送株式会社	横浜市戸塚区上矢 部町2040-3	11,000	-	11,000	0.06
計	-	3,327,000	-	3,327,000	18.72

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1. 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成26年4月1日から平成26年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、ネクサス監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年6月30日)
資産の部		
流动資産		
現金及び預金	1,287	1,311
受取手形及び売掛金	4,459	4,378
商品及び製品	710	686
仕掛品	271	272
原材料及び貯蔵品	354	303
その他	246	213
貸倒引当金	3	3
流动資産合計	7,324	7,162
固定資産		
有形固定資産		
機械装置及び運搬具(純額)	2,273	2,133
土地	1,689	1,689
その他(純額)	1,321	1,322
有形固定資産合計	5,283	5,143
無形固定資産	110	104
投資その他の資産		
投資有価証券	2,566	2,751
その他	565	502
貸倒引当金	1	1
投資その他の資産合計	3,130	3,251
固定資産合計	8,523	8,498
繰延資産		
社債発行費	2	2
繰延資産合計	2	2
資産合計	15,849	15,662

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (平成26年3月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成26年6月30日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	3,570	3,450
短期借入金	1,210	940
1年内返済予定の長期借入金	865	920
未払法人税等	47	27
賞与引当金	100	31
その他	1,015	1,123
流動負債合計	6,807	6,491
固定負債		
社債	400	400
長期借入金	1,698	1,813
退職給付に係る負債	355	378
資産除去債務	3	3
その他	114	85
固定負債合計	2,571	2,679
負債合計	9,377	9,171
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,151	2,151
資本剰余金	1,383	1,383
利益剰余金	1,227	1,266
自己株式	388	388
株主資本合計	4,372	4,411
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	495	613
為替換算調整勘定	476	383
退職給付に係る調整累計額	52	49
その他の包括利益累計額合計	1,023	1,044
少数株主持分	1,076	1,036
純資産合計	6,472	6,491
負債純資産合計	15,849	15,662

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位:百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)
売上高	4,132	4,081
売上原価	3,426	3,397
売上総利益	706	684
販売費及び一般管理費	558	540
営業利益	148	144
営業外収益		
受取利息	3	1
受取配当金	17	18
その他	13	10
営業外収益合計	32	29
営業外費用		
支払利息	16	15
その他	36	33
営業外費用合計	52	49
経常利益	128	124
特別利益		
退職給付信託一部返還に伴う影響額	101	-
特別利益合計	101	-
税金等調整前四半期純利益	229	124
法人税等	74	29
少数株主損益調整前四半期純利益	155	95
少数株主利益	16	8
四半期純利益	139	87

【四半期連結包括利益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	155	95
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	95	118
為替換算調整勘定	226	141
退職給付に係る調整額	-	4
その他の包括利益合計	320	27
四半期包括利益	475	68
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	383	108
少数株主に係る四半期包括利益	93	40

【注記事項】

(会計方針の変更)

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)および「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文および退職給付適用指針第67項本文に掲げた定めについて当第1四半期連結会計期間より適用し、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎に決定する方法から退職給付の支払見込期間および支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当第1四半期連結会計期間の期首において、退職給付債務および勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当第1四半期連結会計期間の期首の退職給付に係る負債が19百万円増加し、利益剰余金が12百万円減少しております。また、当第1四半期連結累計期間の営業利益、経常利益および税金等調整前四半期純利益の影響は軽微であります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む。)は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)
減価償却費	118百万円	138百万円

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成25年6月27日 定時株主総会	普通株式	36	2.5	平成25年3月31日	平成25年6月28日	利益剰余金

当第1四半期連結累計期間(自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年6月27日 定時株主総会	普通株式	36	2.5	平成26年3月31日	平成26年6月30日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成25年4月1日 至平成25年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	日本	中国	合計
売上高			
(1) 外部顧客への売上高	3,113	1,019	4,132
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	-	117	117
計	3,113	1,136	4,249
セグメント利益	106	80	186

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の
主な内容(差異調整に関する事項)

(単位:百万円)

利益	金額
報告セグメント計	186
セグメント間取引消去	14
その他の調整額	52
四半期連結損益計算書の営業利益	148

(注) その他の調整額は主に報告セグメントに帰属しない管理部門に係る費用であります。

当第1四半期連結累計期間(自平成26年4月1日 至平成26年6月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:百万円)

	日本	中国	合計
売上高			
(1) 外部顧客への売上高	3,206	875	4,081
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	-	201	201
計	3,206	1,077	4,282
セグメント利益	130	67	197

2. 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期連結損益計算書計上額との差額及び当該差額の
主な内容（差異調整に関する事項）

（単位：百万円）

利益	金額
報告セグメント計	197
セグメント間取引消去	0
その他の調整額	53
四半期連結損益計算書の営業利益	144

（注） その他の調整額は主に報告セグメントに帰属しない管理部門に係る費用であります。

3. 報告セグメントの変更等に関する事項

「注記事項」の「会計方針の変更」に記載のとおり、当第1四半期連結会計期間より退職給付債務および勤務費用の計算方法を変更したことに伴い、報告セグメントの退職給付債務および勤務費用の計算方法を同様に変更しております。

当該変更による各報告セグメント等への影響は軽微であります。

（1 株当たり情報）

1 株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成26年4月1日 至 平成26年6月30日)
1 株当たり四半期純利益金額	9円51銭	5円92銭
（算定上の基礎）		
四半期純利益金額（百万円）	139	87
普通株主に帰属しない金額（百万円）	1	2
（うち従業員奨励及び福利基金への振替額） (百万円)	(1)	(2)
普通株式に係る四半期純利益金額（百万円）	137	86
普通株式の期中平均株式数（千株）	14,454	14,451

（注）潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成26年8月6日

古林紙工株式会社

取締役会 御中

ネクサス監査法人

代表社員
業務執行社員 公認会計士 藤井 栄喜

代表社員
業務執行社員 公認会計士 原田 充啓

代表社員
業務執行社員 公認会計士 高谷 和光

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている古林紙工株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成26年4月1日から平成26年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成26年4月1日から平成26年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、古林紙工株式会社及び連結子会社の平成26年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R Lデータは四半期レビューの対象には含まれておりません。